

令和 2年 9月 8日提出

# 第 4 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 90 号議案	令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
第 91 号議案	令和 2 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 92 号議案	令和 2 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 93 号議案	令和 2 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 94 号議案	令和 2 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 95 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の一部改正について	1
第 96 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	3
第 97 号議案	浜松市税外収入金の延滞金に関する条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	5
第 98 号議案	浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について	9
第 99 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例の制定について	11
第 100 号議案	物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（CD-I 型）2 台）	13
第 101 号議案	物品購入契約締結について （屈折放水塔付消防ポンプ自動車）	15
第 102 号議案	物品購入契約締結について （災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B 型 C A F S））	17
第 103 号議案	物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（CD-I 型）2 台）	19
第 104 号議案	指定管理者の指定について （浜松市市民音楽ホール）	21
第 105 号議案	市道路線認定について	別冊
第 106 号議案	市道路線廃止について	別冊
第 107 号議案	市道路線変更について	別冊
第 108 号議案	令和元年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	23

第 109 号議案	令和元年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	25
第 110 号議案	令和元年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	27
認 第 1 号	令和元年度浜松市病院事業会計決算	別冊
認 第 2 号	令和元年度浜松市水道事業会計決算	別冊
認 第 3 号	令和元年度浜松市下水道事業会計決算	別冊
報 第 15 号	専決処分の報告	29
報 第 16 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和元年度決算について	別冊
報 第 17 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和元年度決算 について	別冊
報 第 18 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和元年度決算について	別冊
報 第 19 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和元年度決算について	別冊
報 第 20 号	株式会社なゆた浜北の令和元年度決算について	別冊
報 第 21 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和元年度 決算について	別冊
監報第 13 号	随時監査の結果に関する報告について	別冊
監報第 14 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 95 号 議 案

令和 2年 9月 8日 提 出

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の一部改正について

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の一部を改正する条例

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例(令和2年浜松市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(財源)</u> 第2条 基金は、寄附金をもって充てる。	<u>(積立て)</u> 第2条 基金として積み立てる額は、次に定めるところによる。 (1) 予算で定める額 (2) 寄附金

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 96 号 議 案

令和 2年 9月 8日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
市 民 生 活	(1)～(11) (略)	市 民 生 活	(1)～(11) (略)
	(12) <u>通知カードの再交付</u> 500		(12)～(15) (略)
	(13)～(16) (略)		(略)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 97 号 議 案

令和 2年 9月 8日 提 出

浜松市税外収入金の延滞金に関する条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

浜松市税外収入金の延滞金に関する条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友



浜松市税外収入金の延滞金に関する条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市税外収入金の延滞金に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市税外収入金の延滞金に関する条例(昭和33年浜松市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>4 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>4 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年浜松市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

10 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

10 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の浜松市税外収入金の延滞金に関する条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第 98 号 議 案

令和 2年 9月 8日 提 出

浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について

浜松市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

浜松市福祉事務所設置条例（昭和26年浜松市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(設置) 第1条 (略) 2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(設置) 第1条 (略) 2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
浜松市天竜区福祉事務所	浜松市天竜区二俣町 二俣530番地の19	(略)	浜松市天竜区福祉事務所	浜松市天竜区二俣町 二俣481番地	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 99 号 議 案

令和 2年 9月 8日 提 出

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例  
の制定について

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例を次のよう  
に定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

## 浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の資金繰りのために当該中小企業者が借り入れた資金に係る利子の助成に要する経費に充てるため設置する浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金に繰り入れるものとする。

### (処分)

第5条 基金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者の資金繰りのために当該中小企業者が借り入れた資金に係る利子の助成に要する経費に充てるときに限り処分することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ	39,600,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市東区 和田町701番地 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
屈折放水塔 付消防ポン プ自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シヤシ</li> <li>7 t 級</li> <li>ダブルキャビン付</li> <li>消防専用シヤシ</li> <li>・ 13m 屈折放水塔</li> <li>・ 水槽 900 ㎓ 以上</li> <li>・ 特殊ぎ装</li> <li>圧縮空気泡消火装置</li> <li>( C A F S )</li> </ul>	88,275,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株 式会社 代表取締役 中村 敏伸



物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応特 殊水槽付消 防ポンプ自 動車 (I-B型 C A F S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャシ</li> <li>5.5 t 級</li> <li>ダブルキャビン付</li> <li>消防専用シャシ</li> <li>・水槽</li> <li>1,500ℓ 以上</li> <li>・特殊ぎ装</li> <li>圧縮空気泡消火装置</li> <li>(C A F S)</li> </ul>	63,250,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株 式会社 代表取締役 中村 敏伸

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ	41,030,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株 式会社 代表取締役 中村 敏伸

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴 木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市市民音楽ホール
  
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1  
名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団  
代表理事 伊藤 修二
  
- 3 指定の期間 令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

令和元年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度浜松市病院事業会計（医療センター）未処分利益剰余金  
3,783,535,061円のうち440,000,000円を減債積立金に積立て、  
残余を繰り越すものとする。

浜松市長 鈴木 康 友

1 当年度未処分利益剰余金	3,783,535,061円
2 利益剰余金処分額	440,000,000円
(1) 減債積立金	440,000,000円
3 翌年度繰越利益剰余金	3,343,535,061円

## 令和元年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 770, 810, 341 円のうち  
480, 000, 000 円を減債積立金に積立て、1, 290, 000, 000 円を  
資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴木 康 友

1 当年度未処分利益剰余金	1, 770, 810, 341 円
2 利益剰余金処分別	1, 770, 000, 000 円
(1) 減債積立金	480, 000, 000 円
(2) 資本金	1, 290, 000, 000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	810, 341 円

令和元年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金4,520,550,156円のうち2,330,000,000円を減債積立金に積立て、2,190,000,000円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴木 康 友

1	当年度未処分利益剰余金	4,520,550,156円
2	利益剰余金処分別	4,520,000,000円
	(1) 減債積立金	2,330,000,000円
	(2) 資本金	2,190,000,000円
3	翌年度繰越利益剰余金	550,156円

## 専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

## 道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
19	令和2年 7月10日	和 解 91,833円	浜松市中区 高丘西三丁目 A氏	令和2年 3月3日	浜松市中区 高丘西四丁目1131番地 の9地先 物損事故
事故の状況		午後7時30分頃、相手方車両が市道湖東11号線を南進中、道路脇から道路にせり出して生えていた雑木と接触し、車両左側を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市50% 相手方50%			
対 策		令和2年3月 雑木伐採完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
20	令和2年 7月10日	和 解 10,794円	浜松市中区 布橋一丁目 B氏	令和2年 3月24日	浜松市西区 入野町6007番地の2地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前12時00分頃、相手方自転車が市道入野197号線を南進中、道路を横断する側溝にかかるグレーチング（側溝の蓋）とグレーチングの隙間に前輪を落とし、前輪のホイールを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市70% 相手方30%</p> <p>対 策 令和2年4月 隙間を埋める仮対策。 5月 蓋の交換完了。</p>				
21	令和2年 7月10日	和 解 20,020円	浜松市天竜区 佐久間町浦川 2820番地の35 豊栄産業株式 会社 代表取締役 木下 利夫	令和2年 3月31日	浜松市天竜区 佐久間町中部381番地の 3地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後3時30分頃、相手方車両が国道473号を南進中、山側法面からの落木によりアンテナ及びサンバイザーを破損した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和2年4月 付近の危険樹木の調査を実施。</p>				



専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
22	令和2年 7月22日	和 解 1,914円	浜松市西区 大平台三丁目 C氏	令和2年 3月15日	浜松市北区 三方原町442番地の5地 先 物損事故
	事故の状況	午後3時00分頃、相手方車両が国道257号を東進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅50cm、長さ30cm、深さ6.5cm）に右側前輪を落とし、ホイールを損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市30% 相手方70%			
	対 策	令和2年3月 補修工事完了。			
23	令和2年 7月30日	和 解 25,184円	浜松市中区 板屋町 D氏	令和2年 1月19日	浜松市中区 田町322番地の7地先 人身事故
	事故の状況	午後1時00分頃、相手方が市道元浜米津線を歩行中、歩道のタイルが破損したことにより生じた段差（約4cm）で足をくじき、左足関節外側靭帯を損傷した人身事故である。			
	負担割合	浜松市30% 相手方70%			
	対 策	令和2年1月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
24	令和2年 8月11日	和 解 119,468円	東京都江東区 牡丹一丁目14番 1号 K D X 門 前 仲町ビル2階 大友ロジスティ クスサービス株 式会社 代表取締役 松村 豊人	令和2年 1月13日	浜松市西区 大久保町1227番地の10 地先 物損事故
事故の状況		午後1時30分頃、相手方車両が市道大久保226号線を北進中、道路上にはみ出していた街路樹の枝に衝突し荷台を破損するとともに、折れた枝が対向車両に衝突し、右フロント部を破損した物損事故である。			
負担割合		浜松市 50% 相手方 50%			
対 策		令和2年1月 周囲の危険樹木の調査完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
25	令和2年 5月25日	和 解 71,973円	浜松市中区 葵東一丁目 E氏	令和2年 4月9日	浜松市中区 葵東一丁目5番2号地内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後2時30分頃、株式会社静岡銀行葵町支店の駐車場内において、公用車で後進した際、公用車の右側後部が駐車していた相手方車両の右側前部に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に対して嚴重注意するとともに、車両周辺の状況確認を十分に行うよう全職員に対し注意喚起を行った。</p>				
26	令和2年 6月10日	和 解 574,926円	浜松市浜北区 平口 F氏	令和2年 4月1日	浜松市北区 都田町7555番地の61 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後1時48分頃、訪問先の駐車場内において、公用車で後進した際、左後方に駐車していた相手方車両の右側面に、公用車の左側後部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課内職員に事故防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、事故を起こした職員が交通安全の標語を作成し、課内に掲示することで安全運転の徹底を図った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
27	令和2年 6月18日	和 解 1,359,630円	浜松市東区 子安町  G氏	令和元年 11月18日	浜松市東区 積志町1088番地の1 地先 交通事故（人身・物損）
	<p>事故の状況 午前10時37分頃、公用車で積志駅東の交差点にて北進方向に信号待ちをしていた際、信号が青に変わり発進したところ、前に停車していた車と発進後の速度が合わず、相手方車両後部に追突した人身・物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課員への再発防止のため、課内職員相互の声掛けを行った。また、事故を起こした職員が作成した安全標語を事務室内へ掲示し、事故防止と交通安全意識の高揚を図った。</p>				
28	令和2年 6月30日	和 解 143,979円	浜松市西区 入野町  H氏	令和2年 5月22日	浜松市南区 江之島町1715番地 南清掃事業所内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後2時10分頃、フックロール車でコンテナを引き上げた際、コンテナが後方に駐車中の相手方車両運転席側ドアに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
29	令和2年 7月9日	和 解 84,728円	浜松市北区 初生町  I 氏	令和2年 4月22日	浜松市中区 富塚町1480番地の1 権現谷保育園駐車場内 交通事故（物損）
	事故の状況	午後4時00分頃、訪問先の駐車場において、公用車の助手席に乗るためドアを開けた際、強風にあおられて、左隣に駐車していた相手方車両の右側面部に公用車のドアが接触した物損事故である。			
過失割合	浜松市100%				
対 策	事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課内職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、事故を起こした職員が今回の事故を教訓とするため標語を作成し、課内職員が常に意識できるよう執務室に掲示した。				
30	令和2年 7月17日	和 解 550,000円	静岡市葵区 呉服町一丁目10 番地 株式会社静岡銀行 取締役頭取 柴田 久	令和2年 1月12日	浜松市天竜区 二俣町二俣1213番地の2 交通事故（物損）
	事故の状況	午前9時10分頃、消防車がイベント警備のため、待機場所である静岡銀行天竜支店の敷地内に駐車する際、当該車両が積載する鍵付き梯子の石づきが店舗南側出入り口の底に接触した物損事故である。			
過失割合	浜松市 100%				
対 策	事故を起こした分団員へ嚴重注意を行うとともに、天竜区支団の会議において、車両の誘導要領を再認識させ、交通ルールの遵守を徹底するよう指導し、事故防止意識の高揚を図った。				

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容
31	令和2年 7月17日	和解 191,104円	浜松市浜北区 宮口 J氏	令和2年 3月12日	浜松市浜北区 根堅1924番地の2 交通事故（物損）
事故の状況		午後0時50分頃、消火活動のため、消防車を後退させた際、停車していた相手車両の右側後部に消防車両の左側後部が接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市 100%			
対 策		事故を起こした分団員へ嚴重注意を行うとともに、浜北区支団の会議において、車両後退の誘導要領を再認識させ、改めて交通ルールの遵守を徹底するよう指導し、各分団員への事故防止意識の高揚を図った。			
32	令和2年 7月22日	和解 158,426円	浜松市南区 松島町818番地の1 株式会社セブン ーイレブン・ジ ャパン 浜松松島町店 オーナー 上倉 覚	令和2年 4月7日	浜松市南区 松島町818番地の1 交通事故（物損）
事故の状況		午前10時00分頃、相手方駐車場内において後退した際、ごみ収集塵芥車の後部が立て看板に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市 100%			
対 策		事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対して、後進中の事故を防止するために目視による後方確認を徹底し、また同乗者がいる場合は、確実に誘導するよう注意喚起を行った。			